

国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正について

国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第7条に規定する正規の」を「第3条及び第16条から第19条までの規定による」に改める。

第33条の4第1項中「した場合」の下に「（これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」を加える。

別表第7第1の項及び第2の項を次のように改める。

1	各部局	教授、准教授、講師、助教	大学院担当を命じられた者（専ら専門職学位課程において教育を担当する者及び博士前期課程のみを置く専攻において専ら同課程の教育を担当する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 研究科に所属する者（協力講座を担当する場合を含む。以下同じ。）で、当該研究科の課程において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当し、又は主任として学生に対する研究指導（以下「主任指導」という。）を担当するもの (2) 研究科に所属する者以外で、研究科の課程において講義等を年度を通じて4単位以上担当し、又は主任指導を担当し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	2
2	各部局	教授、准教授、講師、助教	大学院担当を命じられた者（1に該当する者を除く。）で、1の各号のいずれかに該当するもの又は研究科における学生の指導を命じられた者で、それに従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上であるもの	1

別表第7第16の項から第19の項までの支給職種の欄中「講師」を「講師、助教」に改め、同表に次の備考を付する。

- 第1の項から第3の項まで（附則（平成20年達示第11号）第2項の規定により旧規程の適用を受ける場合を含む。）の支給職種及びこれに応じた職務内容について、同一の者が複数の項に該当するときは、その該当する最小位の項による調整数を適用するものとする。
- 大学院担当を命じられていない助教については、第16、第18及び第19の項の規定にかかわらず、当該各項による調整数を適用できるものとする。

別表第11法科大学院適性試験の項を次のように改める。

法科大学院 適性試験	試験実施責任者	法科大学院適性試験の実施を総括する 教員	1 試験当たり50,000円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1 日当たり10,000円

第2条 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年達示第21号）の一部を次のように改正する。

附則第4条（見出しを含む。）を削る。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定中第1の項に係る部分は、平成19年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 平成19年3月31日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年達示第21号）による改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「旧規程」と

いう。)別表第7第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、適用日以後引き続き旧規程の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合(適用日に助教授から准教授となった者及び助手から助教に配置換となった者が引き続きこれらの職務に従事する場合を含む。)における俸給の調整額については、改正後の別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、平成19年3月31日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数と同項に定める数を満たす期間に限るものとする。

国立大学法人京都大学教職員給与規程

平成16年4月1日

達示第80号制定

(前略)

(教職員の給与)

第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。) 第3条及び第16条から第19条までの規定による第7条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当及び拠点手当を除いた全額とする。

(中略)

(俸給の調整額)

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級に応じた調整基本額(その額が俸給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、俸給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額 100 分の 25 を超えるときは、俸給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

(中略)

(都市手当)

第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動(以下この項において「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなるときは、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、~~日本郵政公社の職員~~、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。

(入試手当)

- 第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。

(中略)

(遠隔地異動・出向手当)

- 第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向(以下この条において「異動又は出向」という。)をした場合(これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(次項において「異動又は出向前の支給割合」という。)に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から3年を経過する日までの間支給する。

- 2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合(当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。)から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合(支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。)を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

(中略)

附 則(平成19年達示第21号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(中略)

~~(俸給の調整額に関する経過措置)~~

- ~~第4条 改正後の別表第7の規定にかかわらず、この規程の施行の前日において改正前の同表第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、この規程の施行の日以後引き続き改正前の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合(この規程の施行の日以前に助教授から准教授となる者及び助手から助教に配置換となる者が引き続きこれらの職~~

~~務に従事する場合を含む。）における俸給の調整額については、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、この規程の施行の日の前日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数が同項に定める数を満たす期間に限るものとする。~~

~~2 この規程の施行の日以後に新たに助教に雇用される者が、改正前の別表第7第3の項に規定する職務に従事する場合は、改正後の別表第7の規定にかかわらず、当分の間、俸給の調整額（調整数1に限る。）を支給するものとする。~~

(中略)

附 則 (平成20年達示第11号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定中第1の項に係る部分は、平成19年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 平成19年3月31日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年達示第21号）による改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第7第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、適用日以後引き続き旧規程の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合（適用日に助教授から准教授となった者及び助手から助教に配置換となった者が引き続きこれらの職務に従事する場合を含む。）における俸給の調整額については、改正後の別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、平成19年3月31日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数が同項に定める数を満たす期間に限るものとする。

別表第1～第6(略)

別表第7

	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数
1	(削除) 各部署	教授、准教授、講師、 助教	大学院担当を命じられた者(専ら専門職学位課程において教育を担当する者及び博士前期課程のみを置く専攻において専ら同課程の教育を担当する者を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 研究科に所属する者(協力講座を担当する場合を含む。以下同じ。)で、当該研究科の課程において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を年度を通じて2単位以上担当し、又は主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)を担当するもの (2) 研究科に所属する者以外で、研究科の課程において講義等を年度を通じて4単位以上担当し、又は主任指導を担当し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	2
2	各部署	教授、准教授、講師、 助教	大学院担当を命じられた者のうち、大学院研究科の博士課程を担当する教職員 大学院担当を命じられた者(1に該当する者を除く。)で、1の各号のいずれかに該当するもの又は研究科における学生の指導を命じられた者で、それに従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上であるもの	2 1
3	(削除)			
(略)				
16	原子炉実験所	教職員(教授、准教授、 講師、助教を除く)	原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員	3
17	原子炉実験所	教職員(16に掲げる者を 除く)	原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
18	原子炉実験所	教職員(教授、准教授、 講師、助教を除く)	原子炉に直結する実験棟(別に定めるものに限る)における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員	2
19	原子炉実験所	教職員(教授、准教授、 講師、助教を除く)	放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
20	原子炉実験所	教職員(18に掲げる者を 除く)	18に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
21	原子炉実験所	教職員(19に掲げる者を 除く)	放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
(略)				

1 第1の項から第3の項まで(附則(平成20年達示第11号)第2項の規定により旧規程の適用を受ける場合を含む。)の支給職種及びこれに応じた職務内容について、同一の者が複数の項に該当するときは、その該当する最小位の項による調整数を適用するものとする。

2 大学院担当を命じられていない助教については、第16、第18及び第19の項の規定にかかわらず、当該各項による調整数を適用できるものとする。

別表第8～別表第10(略)

別表第11(第33条の2関係)

試験	業務	業務内容	手当額
(略)			
法科大学院適性試験	試験実施責任者	法科大学院適性試験の実施を総括する教員	1試験当たり 50,000円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円
(略)			